

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた場合等について

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた場合

電子証明書の有効期限

- マイナンバーカードの電子証明書には **5年の有効期限**（発行日から5回目の誕生日まで）があります。

電子証明書の更新

- 電子証明書の有効期限2～3か月前を目途に「有効期限通知書」が送付されますので、お住まいの市区町村役場で更新手続きを行ってください。

有効期限が切れた場合

- 有効期限が切れてから3か月間は、引き続きマイナ保険証として利用できますが、3か月間経過後は電子証明書が失効してマイナ保険証が利用できなくなります。

資格確認書の職権交付※

- 更新手続きがされないまま有効期限が切れた場合には、有効期限の2か月後を目途に、組合から事業所を経由して資格確認書を交付します。

※ 本人の申請によらず、国から提供されるデータに基づき、有効期限が切れた方を把握して自動で交付します。

（有効な保険証を保有している場合は交付しません）

マイナンバーカードを返納した場合

資格確認書の交付申請

- マイナンバーカードを返納した場合は、マイナ保険証の利用ができなくなるため、直ちに資格確認書が必要な方は、組合に資格確認書の交付申請を行ってください。

資格確認書の職権交付※

- 返納後に資格確認書の交付申請を行われなかった場合、返納後の1～2か月後に組合から事業所を経由して資格確認書を交付します。
- ※ 本人の申請によらず、国から提供されるデータに基づき、マイナンバーカードを返納した方を把握して自動で交付します。
(有効な保険証を保有している場合は交付しません)